

## 相続税がかかる財産の明細書

### ( 土地 · 家屋等用 )

被相続人の氏名

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

# 書きかた等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。）及び家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第11表の付表2から付表4を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

## 《書きかた》

### 1 「細目」及び「利用区分」欄

下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」により、取得した土地又は家屋等の細目及び利用区分を記入してください。

### 2 「国外」欄

取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

### 3 「特例」欄

取得した土地又は家屋等について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下表以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。

番号	特例
1	租税特別措置法第69条の4 ((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))
2	租税特別措置法第69条の5 ((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))
3	租税特別措置法第69条の6 ((特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例))
4	災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第6条 ((相続税又は贈与税の計算))

### 4 「持分割合」欄

取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、この欄への記入の必要はありません。）。

### 5 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

### 6 第15表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」の「第15表の該当欄」のとおりです。

### 《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種類	細目	利用区分	第15表の該当欄
土地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①
	畑		②
	宅地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 <sup>(注1)</sup> （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③
	山林		④
	その他の土地	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨） 原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	⑤
家屋等	家屋	家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 <sup>(注2)</sup> などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑩

(注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の③欄のほかに、⑦欄へも転記してください。

2 「配偶者居住権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の⑩欄のほかに、⑪欄へも転記してください。